

令和5年2月21日

吉田町長 田村典彦様

吉田町下水道料金等審議会  
会長 遠藤誠作

下水道使用料の改定について（答申）

令和4年5月25日付け吉上下第182号により諮問を受けたこのことについて、本審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申する。

記

1 はじめに

吉田町の下水道事業は、令和2年度より地方公営企業法を全部適用し、経営状況や資産・負債・資本といった財務状況が把握できる公営企業会計を導入しており、公営企業として「下水道使用料による自立経営」の実現を目指すことは、本来あるべき姿である。

しかしながら、本町の下水道使用料は平成7年の供用開始以降、一度も改定することなく約25年に渡って据え置かれており、下水道事業は一般会計から多額の補填を受けて運営しているのが現状である。

本審議会では、こうした現状を踏まえ、諮問事項である下水道使用料について、公営企業としてのあるべき姿に立ち返り、吉田町の下水道事業の将来を見据えて、様々な観点から慎重に審議を行った。

2 答申内容

下水道は、快適な暮らしを支え都市生活を送るために欠かすことのできない重要な都市基盤であり、早期に「下水道使用料による自立経営」を達成しなければならない。そのためには、今後も経費削減などの経営努力を継続することが前提とはなるが、次のとおり改定すべきである。

ただし、改定の実施にあたっては、急激な物価上昇等により地域経済や町民生活に甚大な影響をもたらしている現状を踏まえ、慎重に判断されたい。

### (1) 下水道使用料改定時期と改定率の目安

「下水道使用料による自立経営」を実現するためには、下水道使用料を「経費回収率 100%相当額」に改定する必要がある。令和3年度の経費回収率が50.6%であるため、使用料改定率は約100%(97.6%)上昇させることとなる。しかしながら、「経費回収率 100%相当額」への改定は、大幅な見直しとなるため、使用者の生活への影響を考慮し、段階的な見直しを採用すべきである。

よって、「経費回収率 100%相当額」への改定は3年毎3段階での改定を目標とし、第1期：令和6年度、第2期：令和9年度、第3期：令和12年度に実施することとする。

改定率については、約100%の上昇率を3段階で均等割りした、33%の上昇率とする。(経費回収率67%相当)

### (2) 使用料体系

令和6年度の改定における使用料体系は、以下の考え方にに基づき算定する。

- ① 基本水量制は、10m<sup>3</sup>以内の使用水量であれば一律910円の使用料としている体系であるが、当初の目的が薄れているため撤廃する。
- ② 累進使用量制は、水の使用を抑制することを目的として採用していたが、当初の目的が薄れているため撤廃する。しかし、激変緩和を目的として一部採用する。
- ③ 基本使用料は、令和3年度の使用料収入における固定費割合を算出根拠とする。

**\* 答申内容の詳細については、資料1「答申に対する理由書」を参照**

### 3 付帯意見

- ① 下水道使用料の改定に当たり、使用者の理解が得られるように十分に説明責任を果たすこと。
- ② 「吉田町公共下水道経営戦略」に掲げられた事項にとどまらず、経営の効率化、収入の確保等について不断に努めること。また、その内容を町民・使用者に公表するとともに、その成果を今後の下水道使用料に反映させること。
- ③ 未接続者に対して、接続の理解を得る広報活動等の周知に加え、ダイレクトメール送付等、一層の接続推進が図られる事業の検討を進め、更なる接続率の向上に努めること。

## 【資料1】 答申に対する理由書

### (1) 下水道使用料の現状と改定時期と改定率の目安

- ① 下水道事業においては、汚水処理に係る費用は受益者である使用者からの使用料収入により賄うことが原則とされている。これは、下水道事業が整備区域を限定しているため、下水道の受益を得られる者と得られない者が生じることによるものである。
- ② 収支不足額は令和3年度決算時で約8,000万円を超えており、今後も恒常的に一般会計からの繰入金で補填する状況は適切とは言えず、公営企業としては改善すべきである。また、令和3年度の経費回収率は50.6%であり、現行の使用料収入では汚水処理原価もまかなえていない。「経費回収率100%」とするためには、使用料改定率は約100% (97.6%) 上昇させる必要がある。
- ③ 令和2年度の吉田町と同規模の自治体の使用料が167.8円/m<sup>3</sup>であるのに対し、吉田町は97.8円/m<sup>3</sup>と同規模自治体と比べても低い水準である。(静岡県内平均120.3円/m<sup>3</sup>と比べても低い)
- ④ 下水道は、快適な暮らしを支え都市生活を送るために欠かすことのできない重要な都市基盤であり、「下水道使用料」による独立採算を実現すべき事業である。そのため下水道使用料改定にあたっては、「経費回収率100%」となる平均使用料単価への改定を目指すべきである。しかし、「経費回収率100%」を実現させるための改定は、大幅な見直しとなるため、使用者の生活への影響を考慮し、段階的な見直しを採用するべきである。
- ⑤ 「吉田町公共下水道事業経営戦略」では5年毎2段階の改定を行い令和11年度に「経費回収率100%」となるロードマップが示されているが、現在の物価上昇下等を考慮して3段階での「経費回収率100%」を目指すことが妥当だと判断する。しかし、5年毎3段階の見直しでは長期になるため、3年毎3段階の見直しを行い、令和12年度を目途に「経費回収率100%」とすることとすべきである。
- ⑥ 現在の使用料から改定率を約100%上昇させることが必要であるが、使用者負担の急激な上昇を抑えるため3段階で実施することとするため、各段階の上昇率も均等化することが望ましいと考える。よって、令和6年度の改定率は33%が妥当だと判断する。

## (2) 使用料体系

令和6年度の改定については、次のとおり改定することが妥当だと判断する。なお、令和9年度及び令和12年度の改定における使用料体系についての審議は、本審議会の対象外である。

- ① 基本水量制は、生活に必要な最低限の発生水量を基本料金に含めることで、接続を促し、公衆衛生の向上に寄与するため、10m<sup>3</sup>以内の使用水量であれば一律910円の使用料としている。しかし、少子高齢化等により単身世帯が増えていることや、節水努力をされている世帯に対して不公平が生じている等、当初の目的が薄れているため、撤廃することが妥当だと判断する。
- ② 累進使用量制は、急激な人口増加や高度経済成長に対応し、多量に水を使用する事業者に対して、水の使用を抑制することを目的としているが、100m<sup>3</sup>を超過している使用者は0.6%にとどまっている。当初の目的が薄れているため、撤廃することが妥当だと判断する。しかし、累進使用量制を撤廃すると10m<sup>3</sup>未満の使用者の改定率が高くなるため、激変緩和を目的として一部採用することとすべきである。
- ③ 基本使用料は、使用料対象経費のうち固定費（使用水量に関わらず発生する経費）を対象にして設定することが基本となる。使用料対象経費に対する固定費の割合は令和3年度実績で49.0%となっているため、固定費の割合から算定した場合、基本使用料は約2,200円となる。しかし、使用水量の少ない使用者の負担が増えてしまい、従量制も意味をなさなくなるため、現状（令和3年度）の使用料収入実績に固定費割合を掛け算出した1,100円/月を基本使用料とすることが妥当だと判断する。